

子どもの健やかな成長を支える

児童手当・就学前特例給付制度

児童手当と就学前特例給付は、児童を養育している人に手当を支給し、生活を支援することで、次代を担う子どもの健やかな成長を目的としています。

児童手当

● 支給の対象
3歳未満の児童を養育している人。ただし、前年の所得が一定額以上の場合に

は、所得制限によって手当は支給されません。
(1月から5月までの手当は、前々年の所得が基準になります。)

● 手当の額(月額)

第1子	5,000円
第2子	5,000円
第3子以降	10,000円

原則として、2月、6月、10月にそれぞれの前月分までが支給されます。

● 特例給付
所得制限によって手当が受けられないサラリーマン等については、所得が一定額以内であれば同額の特例給付を受けることができます。

● 認定請求は・
出生、転入などにより、横芝町で新たに児童手当や就学前特例給付の受給資格ができたときは、役場保健福祉課で「児童手当認定請求書」を提出してください。手当は、認定請求をした月の翌月分から受けられます。

歳までは「児童手当」、3歳以上は小学校入学前まで「就学前特例給付」へと自動的に切り替わるようになっています。

手当を受けるには、まず手続きを

児童手当や就学前特例給付を受けている人は、毎年6月中に「児童手当現況届」を提出する必要があります。届出を忘れると手当がトップになります。必ず提出しましょう。

● 手当を預金口座に振り込む際の通帳(口座番号)
● 現況届を忘れる手当がストップ



就学前特例給付

昨年6月から始まった新しい制度で、支給要件は児童手当とほぼ同じです。3

手続きに必要なもの

- ・ 年金加入証明書(請求者がサラリーマン等の場合)
- ・ 児童手当用所得証明書(平成13年1月1日現在で横芝町に住所がなかつた人は、前住所地の市町村長が発行する前々年分の所得証明書・6月分以降の手当については前年分)



児童扶養手当

手当を受けることのできる人は、次の条件にあてはまる18歳未満の児童を監護している母親や、母に代わってその児童を養育している人で、児童が満18歳に達した年度末まで支給されます。